

京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化
する際の法的論点の検討について
(報告)

平成 18 年 1 月

京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会

目 次

<u>はじめに</u>	2
<u>1, クレジットの概念及び取引の現状について</u>	
1-1 クレジットの概念について	3
1-2 クレジットの種類について	3
1-3 クレジット取引の現状について	4
<u>2, 国別登録簿システムについて</u>	
2-1 国別登録簿制度の構成について	5
2-2 クレジットの流通について	5
<u>3, 国別登録簿制度の法制化の必要性及び方向性について</u>	
3-1 国別登録簿制度の法制化の必要性について	6
3-2 国別登録簿制度の法制化の方向性について	6
<u>4, クレジットの法的性質について</u>	
4-1 クレジットの法的実体の必要性について	7
4-2 クレジットの法的性質の基本的な考え方について	7
4-3 クレジットの法的性質について	8
4-4 クレジットの法的位置づけについて	9
4-5 クレジットの時限性等の制約について	10
4-6 国有財産法上におけるクレジットの扱いについて	10
<u>5, クレジットの取引の安全の確保について</u>	
5-1 国別登録簿の整備・管理について	11
5-2 法人がクレジットを保有するための口座の設置について	11
5-3 手数料の徴収について	11
5-4 クレジットの記録の法的効果について	11
5-5 クレジットの記録の申請手続について	12
5-6 クレジットの保有推定について	12
5-7 クレジットの善意者による取得について	12
5-8 クレジットに対する担保設定について	13
5-9 クレジットの信託について	13
5-10 国別登録簿の情報の公表等について	13
<u>6, 今後の課題について</u>	
6-1 クレジットに対する他国の法律の適用可能性について	14
<u>おわりに</u>	15
(別添 1) 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会 委員名簿	16
(別添 2) 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会 検討実績	17

はじめに

- 1997年に京都で採択された京都議定書が本年2月に発効し、本年4月に我が国として京都議定書の約束を達成するための法定計画である京都議定書目標達成計画が閣議決定された。その間、国際交渉も進展し、2001年には京都議定書の実施規則であるマラケシュ合意が合意され、京都メカニズムの参加資格や枠組についても合意された。本年11～12月には、カナダ・モントリオールにおいて京都議定書の第1回締約国会議が開催され、マラケシュ合意がその会議の場において正式決定されたことにより、京都メカニズムについても正式に動き始めることとなった。我が国としては、京都議定書目標達成計画において、京都メカニズムを活用し、約1億トンCO₂のクレジットを取得することを決定しているが、そのクレジットが実際に発生し日本国内にも入ってくること、政府としてクレジットの取得を安定的に実施する必要があること等から、当該京都メカニズムを安定的に運用する必要があるため、そのための制度を法制化することが喫緊の課題となっている。
- 「京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会」は、京都議定書の温室効果ガス削減約束を達成するため、政府として京都メカニズムを用いてクレジットを取得するために必要な国別登録簿を法制化するに当たり、その整備に必要な法的論点等について検討するために設置された。
- 本検討会は、平成17年11月以降、計3回の会合において、法的な観点から検討しなければならない論点を抽出し、それぞれの論点について検討を行ったが、本報告は、その結果を取りまとめたものである。
- 本検討会においては、京都メカニズムに関する国際的な議論の進展、クレジットの取引の実態等を踏まえつつ、クレジットの法的性質及びクレジットの取引の安全の確保の観点から必要な規定について整理した。
- クレジットの法的性質については、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た。
- クレジットの取引の安全の確保の観点から必要な規定については、政府が国別登録簿を整備・管理し、当該国別登録簿内に必要な口座を設けるべきこと、国別登録簿におけるクレジットの記録について譲渡の効力発生要件とすべきこと、クレジットの記録の申請手続について必要な規定を整備すべきこと、クレジットの保有推定や善意者による取得に関する規定を整備すべきこと等を結論として得た。

1, クレジットの概念及び取引の現状について

1-1 クレジットの概念について

気候変動枠組条約に関する京都議定書で規定される京都メカニズム(共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)及び排出量取引)を利用して、各国が温室効果ガスの排出枠のやり取りを行うために「クレジット」という概念が新たに創造された。京都議定書は、国だけでなく、法人がクレジットを取得、移転することを予定している。現在は、将来発生するクレジットを対象として、先物取引が為されているが、昨年10月には、初めて国際連合気候変動枠組条約事務局がクレジットを発行し、実際のクレジットの取引が開始されることとなった。本年には、現物のクレジットを対象として、国レベルでクレジットの調達システムの設置を予定しているほか、法人間において取引が本格的に開始される。

1-2 クレジットの種類について

クレジットの種類としては、次の4種類があるが、京都議定書の遵守という観点からはどのクレジットも同じ効果を有する。

- ✓ **Assigned Amount Unit (AAU) : 割当量**
京都議定書第3条7に基づき、温室効果ガスの排出削減義務を負う国(気候変動に関する国際連合枠組条約の附属書I締約国)に対し、基準年排出量と削減目標から算定され割り当てられ、当該国が発行するものである。
- ✓ **Removal Unit (RMU) : 除去単位**
京都議定書第3条3及び4に基づき、各附属書I締約国が、新規植林、再植林、及び吸収源に関連した純吸収量から算定し、発行するものである。
- ✓ **Certified Emission Reduction (CER) : 認証排出削減量**
京都議定書第12条3(b)に基づき、低排出型の開発の制度(クリーン開発メカニズム)による事業活動により発行されるものである。当該制度の活用により削減された温室効果ガスの排出量又は増加した除去量が気候変動枠組条約事務局のCDM理事会で認証されることにより発行される。
- ✓ **Emission Reduction Unit (ERU) : 排出削減単位**
京都議定書第6条1に基づき、同条で規定する事業(共同実施事業)により発行されるものである。共同実施事業のホスト国である附属書I締約国が、当該国の有するAAU又はRMUを変換することで発行されるものである。

クレジットは、それ自体は保有者にとって何も利用価値がなく、附属書I締約国がその義務の履行のために将来買い上げてくれるという期待をもってのみ価格がついているものである。京都議定書が昨年2月に発効したことにより、その期待が高まっている。なお、日本政府は、昨年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、京都議定書の第一約束期間(2008～2012年)中に約1億トンCO₂分のクレジットを調達することとされて

おり、日本国内においても、各法人が日本政府を大きな需要先と考え、クレジットの取引を活発化させている。

1-3 クレジット取引の現状について

現在行われているクレジットの取引は、将来、クリーン開発メカニズム(CDM)事業により CER として認証されることが期待されるもの、又は共同実施(JI)事業により ERU として発行されるものについての先物取引であり、取引所を介さず、もっぱら買い手と売り手の間の相対取引で行われているため、取引状況の全体を正確に把握することは困難であるが、世界銀行が実施した調査によれば、2003年におけるクレジット取引量は7,800万トンCO₂、2004年におけるクレジット取引量は1億700万トンCO₂と推計されており、1年で約4割増加している。なお、2004年のクレジット取引のうち日本の民間企業が購入したクレジットは全体の約2割に相当する2,250万トンCO₂に上ると推計されており、EU域内の民間企業と並んでクレジットの主要な購入者となっている。

クレジットは、概ね、数千トンCO₂から数千万トンCO₂の単位で取引されるが、たとえば、1トンCO₂あたりの価格を1,000円とした場合、1万トンCO₂で1,000万円、100万トンCO₂で10億円という高額の取引となる。

2, 国別登録簿システムについて

2-1 国別登録簿制度の構成について

京都議定書に基づく京都議定書締約国会合決定では、このようなクレジットの取引を規律するため、コンピュータ・ネットワークを用いて国別登録簿システムを構築し、当該システム上に保有主体又は取引主体別に口座を設置することにより、クレジットを電子的に管理することとしている。国別登録簿システムは、次の要素により構成される。

✓ 国別登録簿

それぞれの附属書 I 締約国が設置・管理する情報システムであり、各附属書 I 締約国がクレジットの保有及び取引を管理するために設置する。各国別登録簿内には、政府がクレジットを保有するための口座、法人がクレジットの保有及び取引を行うための口座等が設置される。

✓ CDM 登録簿

気候変動枠組条約事務局が設置・管理する情報システムであり、クリーン開発メカニズム(CDM)事業による温室効果ガスの排出削減分に基づいてクレジット(CER)を発行するために設置する。

✓ 国際取引ログ

気候変動枠組条約事務局が設置・管理する情報システムであり、各クレジット取引が京都メカニズムの規則を遵守しているかどうかを確認するために設置する。締約国間のすべてのクレジット取引がこの国際取引ログに記録されることとなる。

2-2 クレジットの流通について

クレジットは、紙ベースの形態ではなく、すべてコンピュータ・ネットワーク上で流通する。クレジットには、偽造防止の観点から、1 トン CO₂ ごとに全 17 桁のシリアル番号が付与され、クレジットの種別、原産国、原産事業(事業の実施を伴う CER、ERU についてのみ)等が判別できるようになる。

3, 国別登録簿制度の法制化の必要性及び方向性について

3-1 国別登録簿制度の法制化の必要性について

クレジットは新しい概念であり、既存の民法体系における位置づけが明確でないため、クレジット取引に携わる民間事業者からは、その法的な位置づけを明確化し、クレジットの保有及び取引について法的な予見可能性を高めるよう要望が増えている。

政府としても、京都議定書目標達成計画に基づいて、本年以降計画的にクレジットを調達し、京都議定書の約束を達成する必要がある、そのためには、法的な明確性が保たれることで法人によるクレジット取引が活発化し、かつ、国としても調達の安全性が法的に担保されることが前提となる。

本年以降、本格的に現物のクレジットの取引が開始されることを踏まえ、クレジットの法的性質を明らかにし、クレジットの取引の安全の確保のための方策等について早急に法制面の整備を進める必要がある。

3-2 国別登録簿制度の法制化の方向性について

京都議定書に基づく国別登録簿制度については、クレジットの取引に係る法律関係の明確性と取引の安全を確保する観点から、既存の民法体系に依拠することを基本としながら、法制度を創設すべきである。

法制化に当たっては、クレジットの取引が国際的に活発に行われることにかんがみ、国際調和の観点から、日本だけが突出した法制度とならないよう配慮する必要がある。

また、法人間のクレジットの取引を発展させ、健全な市場を形成するため、クレジットの取引を行う法人に過度の負荷を強いることのないよう配慮する必要がある。

当面は、取引の安全の確保の観点と国際調和の観点の均衡をとりつつ必要な法的手当てを行うこととし、実際のクレジットの取引が開始された後、取引関係者及び取引量の増加等の状況を勘案し、必要に応じて当該制度等の見直しの検討を行うべきである。

4. クレジットの法的性質について

クレジットの法的性質については、無体物ではあるが、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認する。しかしながら、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産とみなすことを法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た。

4-1 クレジットの法的実体の必要性について

クレジットについては、私人にとっては、附属書 I 締約国が買い上げてくれるという期待をもって価格が付いているだけの存在ではあるが、附属書 I 締約国にとっては、当該附属書 I 締約国が保有した場合には、京都議定書における義務の遵守のために用いることができるという意味において、元々ある種の法律上の利益又は地位としての実態を有していると見ることが可能である。また、実際に価格がついて法人間で取引される以上、クレジットに何らかの法的実体を明確に付与し、法律関係の明確性を保つべきである。法的実体が明確でない場合、以下のような支障が生じることとなる。

✓ 取引実態面の支障

クレジットそのものを契約の客体とすることができるかどうか不明確であるため、「国別登録簿上の記録の書換請求権」的な請求権を契約の客体とすることになり、取引実態や取引当事者の意思と乖離する。

✓ 取引参加者の支障

クレジットの法的実体が不明確である場合、既存の民事法体系が適用されるかどうか不明確で、クレジット取引の参加者の法的な予測可能性が阻害され、円滑な取引が図られない。

クレジットの法的実体を明確にする場合には、財産権的な存在として観念することとなるが、その権利性を明らかにした場合、他の制度に対して生ずる影響等については慎重に検討する必要がある。

4-2 クレジットの法的性質の基本的な考え方について

クレジットを財産権的な存在と観念する場合、債権的な構成を取るべきか、物権的な構成を取るべきかをさらに検討する。

債権的構成を取った場合、クレジットが特定人(債権者)から特定人(債務者)に対して何らかの行為を要求する権利(債権の内容となるべき給付)であると観念することとなるが、クレジットにそのような性質を認めることは困難であると考えられる。物権的構成を取った場合、クレジットが何らかの対象に対する排他的な支配権であると観念することとなる。この場合、クレジットが京都議定書における義務の遵守との関係で、ある種の特権的な利益に対する独占権であると観念することは不可能ではないが、そのような性質を指して通常

の物権と同一視することが可能なのかという点は必ずしも明らかではない。したがって、上記のような抽象的な議論から演繹的にクレジットの法的性質を規定するという方向性は必ずしも有効ではないと考える。むしろ、クレジットが京都議定書という国際条約によって発生した特殊な権利又は利益であるということを前提としつつ、クレジットを日本法において規律する際に、我が国における法政策上、どのような財産権に類似したものとして取り扱えば、①(i)日本法におけるクレジットの取扱い、(ii)日本以外の各国におけるクレジットの法的な取扱い、(iii)京都議定書その他の国際的な合意によって規定されているクレジットの内容や移転方法及び(iv)クレジットの国際的な取引実態を矛盾なく説明することができ、②我が国においてクレジットに対する適切な法的規律を実現することができ、かつ、③我が国における既存の法体系とクレジットの位置づけを矛盾なく説明することができるのか、という観点から検討しなければならない。

4-3 クレジットの法的性質について

そのような観点から検討した場合、前述のとおり、クレジットを債権類似のものとして取り扱うことに関しては、権利の実現のために債権の内容(給付)となるべき債務者の行為を観念することが困難であり、我が国におけるクレジットに対する法的な規律を検討するにあたって、債権に対する規律を参照することが困難な場面が生じることが予想されることから、適当ではない。

次に、クレジットを物権類似のものとして取り扱う場合、回路利用配置権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)や育成者権(種苗法)等の無体財産権類似のものとして観念することが考えられる。これらの権利が無体財産権とされている理由の一つは、権利行使の妨害行為に対する差止請求、損害賠償請求等を認める点にあるが、クレジットに関しては必ずしもそのような事情が認められるわけではなく、そのような観点から無体財産権と類似した法的規律を及ぼすべきであるとする必然性はない。また、回路利用配置権、育成者権等の無体財産権については、それぞれの個別法において当該権利の性質及び法的効果について細部にわたって規定されているところ、クレジットに係る権利の内容については、国際調和の観点から、日本だけが突出した制度を創設することは、当面の間、困難であるため、権利の外延が不明確な無体財産権と整理せざるを得ないこととなる。この場合、クレジットが無体財産権であるとの整理を行ったとしても、種々の無体財産権のうち、どのような権利に類似したものであるかが明示されず、結局、クレジットについて日本法上どのような規律が行われるのかが明示されないこととなり、法的な規律のあり方としては望ましくない。

むしろ、世界中を転輸流通することが予定されているクレジットの性質にかんがみれば、権利移転の方法の簡易性や明確性、取引の安全の確保という観点から、クレジットに関して動産と同様の法的規律を及ぼすことが考えられる。この場合、無体物であるクレジットについて動産類似の法的規律を行うための法的な基礎が存するかが問題となる。一般に有価証券の権利の移転や行使には有価証券の交付が必要とされているが、これは、流通性を確保する観点から、動産ではない権利を証券に表章することにより動産化し、動産物権変動の法理を適用することにより取引の安全を確保しようとするものである。ところが、近

年、電子取引の進歩に伴い、証券の現物が発行されない社債等の振替制度について、口座簿を通じた権利移転にも動産物権変動の法理が適用されており、観念的な権利の移転に動産類似の規律を及ぼす例は既に存在する。前述のとおり、クレジットの移転方法は、振替制度を用いた社債や株券等の移転方法と極めて類似しており、同様の処理を行うクレジットについて動産類似の法的規律を及ぼすことも十分可能であると考えられる。クレジットを動産類似のものとして取り扱った場合、クレジットに対する法的な規律は比較的明確になり、今後、我が国においてクレジットに対する立法が行われる際の準則としても、また、クレジットに関して何らかの問題が発生した際の裁判準則としても機能しうるものと考えられ、法律関係の明確性を確保することができる。

以上によれば、クレジットの日本法上の取扱いに関しては、基本的な方向性としては、動産類似のものとして取り扱うことにより、最も適切な規律を実現することが可能となる。また、実務上も法的な予測可能性が高まることとなる。

4-4 クレジットの法的位置づけについて

クレジットの法的な性質に関する基本的な議論の方向性としては、流通性の確保の観点から、前述のとおり、動産類似のものとするべきである。しかし、そのことは、クレジットを日本法上の動産と完全に同一視すべきことを意味するものではない。国別登録簿上の記録がクレジット保有者を判断する唯一の根拠であること、取引が相当頻繁に行われる可能性があることなどにかんがみると、動産に関する民法上の規定(譲渡の対抗要件(民法178条)、即時取得(民法192条)等)の適用については慎重に検討しなければならない(5-4、5-7 参照)。また、国別登録簿制度の存在を前提とすると、クレジットに対する強制執行は通常動産執行として行うわけにはいかず、むしろ債権執行に類似したものとなる可能性が高いと考えられる。このように、クレジットが動産類似のものであるとしても、その独自の性質を十分考慮する必要があるものであり、その他、動産に関して規定する法令の適用関係についても慎重に考えなければならない。

また、国際的な調和という観点から考えた場合、我が国がクレジットに関して、「動産」と明確に規定してしまうことが適切なのかという点が問題となる。フランスではクレジットを明確に「動産」として扱っているが、その他の国々ではそのように明確に規定しておらず、クレジットの法的性質に関する議論は、現在、国際的にも必ずしも明確になっているとは言えない状況である。クレジットの法的性質は、本来、京都議定書をはじめとする条約の解釈問題であるとの側面もあり、今後各国間で議論が進展する可能性もあるが、その際、我が国における法的規律と国際的な議論が矛盾する結果となることは避ける必要がある。とすれば、国際的な調和の観点からは、現時点においては、我が国においてはクレジットを、国際的な合意に反しない限り、動産類似のものとして取り扱うという程度の整理が望ましく、また、それで十分である。

なお、この場合においては、クレジットには、固有のシリアル番号が付されていることから、取引当事者がその個性に着目した場合には特定物として取り扱うことも可能であるが、そうでない場合には不特定物として取り扱うことも可能である。

以上より、本検討会としては、流通性の確保の観点からクレジットを動産類似のものとして観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいと言わざるを得ない。

4-5 クレジットの時限性等の制約について

京都議定書の第一約束期間以降のクレジットの扱いについては、国際的に議論が行われている最中であり、クレジット自体が失効するおそれも否定できない現段階においては、日本の国内法制にクレジットを位置づけるに当たり、京都議定書に基づくものであることを明示し、今後の国際交渉による制約を受け得る時限的なものとすべきである。また、クレジットは京都議定書に基づく国際的なルールの明確化や変更による影響を受ける。こうした観点からも、クレジットを国内法に位置づけるに当たり、京都議定書に基づくものであることを明示する必要がある。

4-6 国有財産法上におけるクレジットの扱いについて

クレジットが国有財産法上の国有財産に該当するかどうかについては、民事法体系上の位置づけとは別のものであるが、国が中長期に渡って管理すべき財産を国有財産としている同法の趣旨にかんがみ、該当しないとすることが適当である。仮にクレジットが国有財産法上の国有財産に該当するとされる場合にも、通常国有財産とは異なる管理方法が要求されること、クレジットが時限的な存在であること等を勘案し、国別登録簿を整備・管理する行政庁が一体的に管理すべきである。

5, クレジットの取引の安全の確保について

クレジットの取引の安全の確保の観点から必要な規定については、政府が国別登録簿を整備・管理し、当該国別登録簿内に必要な口座を設けるべきこと、国別登録簿におけるクレジットの記録について譲渡の効力発生要件とすべきこと、クレジットの記録の申請手続について必要な規定を整備すべきこと、クレジットの保有推定や善意者による取得に関する規定を整備すべきこと等を結論として得た。

5-1 国別登録簿の整備・管理について

クレジットの取引の安全を確保する前提として、国別登録簿を法定し、政府が責任をもって整備・管理すべきである。国別登録簿上には、京都議定書締約国会合決定に従って、国がクレジットを保有するための口座、各法人がクレジットを保有するための口座その他技術的に必要な口座を設置すべきである。

5-2 法人がクレジットを保有するための口座の設置について

国別登録簿の整備・管理を行う行政庁は、クレジットを保有することを予定する法人の申請に基づき、当該国別登録簿上に当該法人がクレジットを保有するための口座を設けるべきである。当該口座の設置が、クレジットの保有又は取引を行うための前提条件となることにかんがみ、クレジットを保有する法人について国が厳格に資格を審査し制約をかけることは、市場の活性化の観点から適当でない。また、クレジットを保有する者を限定しないことによる行政上の不都合も生じないため、申請内容に虚偽がないかぎりには口座を設けるべきである。なお、虚偽の申請を未然防止するため、口座の開設の申請が適正に為されることについて罰則により担保することが適当である。

口座情報の変更及び口座自体の廃止についても、口座の設置の手續に準じ、必要な規定を整備すべきである。

5-3 手数料の徴収について

国別登録簿の整備・管理は、京都議定書の遵守に不可欠なものであるため国民全体の利益に資するものであるが、より直接的にはクレジットを保有し、取引する法人に特別の便宜を与えるものであることにかんがみ、口座の設置及びクレジットの記録について、実費を勘案し、一定の手数料を徴収すべきである。ただし、当該手数料がクレジットの保有及び取引を阻害する要因とならないよう、手数料設定の際には配慮が必要である。

5-4 クレジットの記録の法的効果について

クレジットの記録の法的効果は、国別登録簿上の記録がクレジットの保有者を判断する唯一の根拠となることにかんがみ、クレジットの帰属の安定性を確保する観点、国際調和の観点から譲渡の効力発生要件と構成すべきである。対抗要件と構成することも考えられるが、当事者間の意思表示のみで譲渡を認めることは、二重譲渡が発生する余地を生じる

こととなりクレジットの帰属を不安定にするため、適当でない。また、国際的には対抗要件という概念が一般的ではないため、国際調和の観点からも適当でない。

クレジットの記録の法的効果を譲渡の効力発生要件と構成する場合、法人間のクレジットの譲渡契約の約定と国別登録簿上におけるクレジットの記録の間に一定の時間差が発生するが、制度創設当初はそれほど活発な取引が行われるとは想定できないこと、各法人はその時間差を所与のものとして契約を組み立てること等から、問題とはならない。中長期的には、クレジット取引を行う者及び取引量が増加し、市場が成熟化した段階で、政府は、当該時間差を縮減するためのシステムの強化等を検討すべきである。

5-5 クレジットの記録の申請手続について

クレジットの記録の申請については、クレジットの譲渡人が国別登録簿を管理する行政庁に対して行うことが適当である。

他国の国別登録簿上の特定の口座又は CDM 登録簿から気候変動枠組条約事務局が管理する国際取引ログを経由して我が国の国別登録簿上の特定の口座に移転するクレジットについては、国際取引ログにおいて当該クレジットの取引の真正が確認された後に、我が国の国別登録簿における特別な手続を経ずして特定の口座に当該クレジットの増加が記録されることとなる。このようなクレジットの移転について他国の法人等に対してクレジットの記録申請を求めることは、物理的に困難であり、かつ、他国政府等と我が国政府に対して二重申請を強いるものであること、クレジットの取引の真正については国際取引ログで確認されることから、当該他国政府等からの通知によって記録の申請があったものとみなすなど例外的な手当てをする必要があると考える。

5-6 クレジットの保有推定について

国別登録簿は、管理者たる行政庁が当該国別登録簿の全体を管理するものであるが、個別名義の口座内に記録されるクレジットについては、当該口座の名義人が当該クレジットを適法に有するものと推定できるよう規定を整備すべきである。

5-7 クレジットの善意者による取得について

特定の口座に誤って記録されているクレジットを信頼して取引を行った善意・無過失の第三者を保護するため、善意者による取得の規定を整備することが必要である。このようなクレジットの記録の誤りには、国別登録簿上に記録されているクレジットの総量が変わらない場合と、総量が増加する場合があります。前者の場合は、国別登録簿上のクレジットの記録を信頼した善意・無過失の第三者にクレジットを取得させることで保護すべきである。他方、総量が増加する場合において善意の第三者に損害が発生した場合、損害賠償等の救済を受けることができることとなる。このようなクレジットの記録の誤りが起きる原因としては、クレジットの前保有者までの譲渡の過程に瑕疵があるなどの理由により前保有者が真の保有者ではなかった場合と、国別登録簿の管理者である行政庁の記録行為に瑕疵がある場合があるが、後者の場合は、同一のシリアル番号のクレジットが国別登録簿上に記録されている場合には、その一方を削除しなければならないこととし、当該削除により第

三者に損害が発生した場合には、国が国家賠償制度に従い損害賠償責任を負うべきである。

5-8 クレジットに対する担保設定について

クレジットに対する担保設定については、京都議定書及び京都議定書締約国会合決定において明確でなく、かつ、締約国会合等においても議論が為されていないため、国際的な議論の成熟を待つ必要がある。一方で、クレジットに対する質権設定については、民法の権利質に関する規定が適用される可能性があり、我が国だけがクレジットに質権設定を認めるわけにはいかないため、質権設定を禁止する必要がある。我が国においては、現時点においてクレジットに対して質権等の担保の設定をすることについて具体的な動きもないこと、仮に中長期的に担保設定の要望や動きが出てきたとしても、譲渡担保等により対応が可能であることから、質権設定を禁止したとしても実務上は特段の問題は生じないと考える。

5-9 クレジットの信託について

クレジットについては、信託の対象となると解すべきであり、当該信託の受託者が、その口座に記録されているクレジットのシリアル番号のうち、信託財産であるものの番号について信託財産である旨の記録を受けなければ、第三者に対抗することができないこととすべきである。

5-10 国別登録簿の情報の公表等について

京都議定書締約国会合決定により、インターネットを利用した国別登録簿情報の公表が締約国に義務づけられており、国別登録簿における各口座番号について、①口座保有者名、②口座種別、③対象約定期間、④口座シリアル番号、⑤口座保有代表者名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを公表しなければならない。したがって、各口座に記録される情報のうち、これらの情報については、原則として公表すべきである。なお、各口座におけるクレジットの保有量については、公正な取引を阻害するため、非公表とすべきである。

6, 今後の課題について

6-1 クレジットに対する他国の法律の適用可能性について

クレジットに関して為された他国の立法が、クレジット及びクレジットの取引にどのような影響を及ぼし得るのかという点については、なお残された課題ではあるが、この点については、今後、京都議定書締約国会合等において議論が為されることも予想されるため、そのような国際的な議論の成熟を踏まえた検討が必要である。当面の間は、法的な混乱を避けるという観点から、他国の立法が我が国の国内におけるクレジットに対する規律と矛盾する事態を可能な限り避ける形で国内法の整備及び解釈運用を行っていくことにより対応する必要がある。

おわりに

- 国別登録簿の法制化に当たって、法的な観点から検討すべき当面の課題については、すべての論点を抽出し、取引の安全の確保の観点及び国際調和の観点から必要な整理ができたと考える。
- まずは、クレジットが実際に発生し日本国内にも入ってくること、政府としてクレジットの取得を安定的に実施する必要があること等の要請から、国別登録簿に関する制度を喫緊に法制化することが必要である。
- なお、実際のクレジットの取引が開始された後、国際的動向並びに取引関係者及び取引量の増加等の状況に応じて当該制度等の見直しが必要となる可能性があるが、その必要性が生じた時点で検討を行えば足りると考える。

京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会 委員名簿

座 長	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員	實野 容道	住友商事株式会社法務部部長代理
委 員	野村 修也	中央大学大学院法務研究科教授
委 員	松尾 弘	慶應大学大学院法務研究科教授
委 員	武川 丈士	森・濱田松本法律事務所 弁護士
委 員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会 検討実績

第 1 回 平成 17 年 11 月 11 日

論点整理・検討

第 2 回 平成 17 年 11 月 21 日

骨子案の検討

第 3 回 平成 17 年 11 月 28 日

報告案の検討